

事務連絡
令和3年3月30日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の
臨時的な取扱いについて（第11報）

新型コロナウイルス感染症への対応に伴う障害福祉サービス等報酬、人員、施設・設備及び運営基準等については、「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」（令和2年2月17日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）等でお示ししているところです。

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定において、感染症や災害の発生に備えた日頃からの備えや業務継続に向けた取組及び新型コロナウイルス感染症への対応に係る特例的な評価については、基本報酬で評価することとしています。

このため、「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第8報）」（令和2年6月19日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）別添のⅡ「短期入所における取扱い」については、令和3年3月サービス提供分をもって廃止することといたしますので、管内市町村、障害福祉サービス事業所等に周知を図るようよろしく願いいたします。

なお、その他の新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについては、当面の間は変更の予定はありません。ただし、令和3年4月以降は、運営基準や報酬算定上必要となる委員会等（サービス担当者会議など）について、平時よりテレビ電話装置等を用いることも可能であることを明確にしています。

本事務連絡のほか、これまでお示ししている臨時的な取扱いについては、厚生労働省ホームページから御参照いただきますようお願いいたします。

【厚生労働省ホームページ】

障害福祉サービス等事業所における新型コロナウイルス感染症への対応等について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00097.html